

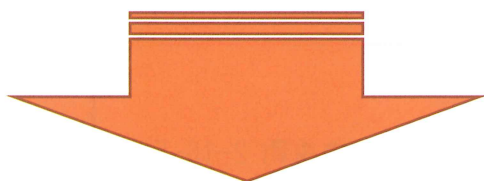


社長さん ご存じですか？

健康診断を実施するだけでは...

法違反かもしれません！！

健康診断の結果、**異常所見（有所見）**がある場合は、**医師等からの意見聴取**を行うよう**労働安全衛生法**で義務付けられています。



小規模事業場（※）向けの**無料**の

地域産業保健センターを利用しましょう！！

※ 産業医の選任義務のない50人未満事業場

詳しくは裏面をご覧ください

地域産業保健センターでは、無料で医師の意見聴取を行っています。詳しくは各地域産業保健センターへ

福井県内の地域産業保健センター

名称	住所	電話番号	対象地域
福井地域産業保健センター (略称：ふくいちさんぽ)	福井市大願寺 3-4-10 福井市医師会内	070-1259-9022 070-1259-9035	福井市・永平寺町 あわら市・坂井市
奥越地域産業保健センター (略称：おくえつちさんぽ)	大野市天神町 1-19 多田記念大野有終会館内・ 大野市医師会内	070-1259-9115	大野市・勝山市
南越地域産業保健センター (略称：なんえつちさんぽ)	越前市中央 1-9-9 武生医師会内	070-1259-9036	越前市・鯖江市 越前町・南越前町 池田町
嶺南地域産業保健センター (略称：れいなんちさんぽ)	敦賀市中央町 2-16-54 敦賀市医師会内	070-1259-9038	敦賀市・小浜市 美浜町・若狭町 おおい町・高浜町

もっと詳しくお知りになりたい方はこちら



福井労働局・各労働基準監督署 福井産業保健総合支援センター